

# 手話通訳・要約筆記者の派遣をお手伝いします

市民の皆さんや団体が、広く市民を対象とした事業を行う場合に手話通訳・要約筆記者のコーディネートをしています。

## 手話通訳・要約筆記とは

### 要約筆記

中途失聴者や難聴者など聞き取りにくい方に対し、内容を要約し文字で示すものです。講演会や会議などではスクリーンに投影し、個別相談などはノート等を書いて示します。



### 手話通訳

手話のわかる聴覚障がい者等に対し、手話を通じてコミュニケーションをとる手助けをします。講演会等では話す人の隣に立ちます。

### 手話通訳と要約筆記、どちらも必要？

聴覚障がいのある方は、第一言語を音声言語で獲得した人（中途失聴者や難聴者）と、手話でのコミュニケーションを主とする人（生まれつき聞こえない人など）がいます。前者は手話を習得していない、後者は要約筆記では理解しにくい場合があります。対象者の状況に合わせて選択しましょう。

## 申請方法

事業の3週間前までに

申請書をファックスで  
障がい福祉課へ提出

急遽必要になった場合も  
ご相談ください。  
可能な範囲で調整します。



障がい福祉課から  
派遣決定通知書を受け取ったら

申請者から当日の通訳者へ電話連絡し、次の内容を確認

- 待ち合わせ日時・場所
- 来場の方法（車の場合駐車場を確保）
- リハーサルの有無（有の場合は集合時間と場所）
- 事前打合せの必要性（要約筆記は基本的に必要）
- 報酬費の額と支払い方法を確認

実施3日前までに

事業内容のわかる資料を通訳者へ郵送

- 進行シナリオ
  - 参加者への配布資料など
- ※要約筆記は内容により、提供物やタイミングが変わります。  
事前打合せの際に確認してください。

当日

- 立ち位置、機材の確認
  - 報酬費の支払い
- ※報酬費の金額は、直接通訳者と確認してください。

※宗教・政治活動に関すること、個人・団体・企業等の経済活動への派遣はできません。

## 問合せ 豊田市障がい福祉課

電話番号 (0565) 34-6751 ファックス番号 (0565) 33-2940  
Eメール shougai\_hu@city.toyota.aichi.jp

## 豊田市手話通訳者・要約筆記者派遣申請書

年 月 日

申請者	住所	豊田市	
	団体名等		
	担当者氏名		
	F A X	( )	-
	電 話	( )	-
	Eメール		
派遣希望内容	手話通訳 ・ 要約筆記 (手書き・パソコン)		
事業名			
派遣日時	年 月 日 ( )		時 分から 時 分まで
派遣場所	施設名		
	会場詳細		
	待合せ場所		
	待合せ時間	時 分 ※目安：手話通訳は15分前、要約筆記は1時間前。 式典等でリハーサルがある場合はその開始時間。	
事業規模	<input type="checkbox"/> 参加者400名以上の行事 <input type="checkbox"/> 参加者400名未満で対象が限定される (対象者氏名： ) <input type="checkbox"/> そのほか		
添付資料	<input type="checkbox"/> 事業概要のわかるもの (催しのチラシ、会議次第等)		

※ 派遣日時の3週間前までに障がい福祉課 (FAX33-2940) に提出 (緊急の場合を除く)。